

大阪市立本田小学校いじめ防止等のための基本方針

大阪市立本田小学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、「健康でなかよくする子、よく学ぶ子」の育成を学校目標として、全職員心をひとつにして教育活動を展開している。また、子どもが安心して成長できる安全な社会の実現のため、「チーム本田」として、家庭地域との連携を図り、明るく楽しい学校づくり、一人ひとりが前向きに取り組める学校づくりに努めている。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 法的根拠

大阪市立本田小学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生活指導の位置づけ

教師集団がチームとして、組織として指導することで、学力向上、生活指導の徹底に向けて取り組んでいる。子どもの個性を尊重し、個性を引き出し、一人ひとりを伸ばす学級づくり、授業づくりに努めている。子ども達に愛情を注ぐ中、楽しい学校、学級を創る心豊かな子どもが育成されを考えている。

本校は、家庭、地域との連携を図り、本田子ども祭り、防災 day、魔女まじょさんによる読み聞かせなどに取り組んでいる。地域に根ざし、人とのふれあいを大切にすることで友だちの良さがわかり、互いを認め支え合う心豊かな子どもの育成を目指している。

また、本田小学校「学校安心ルール」を児童、保護者、地域に啓発しながら、学校・家庭・地域が一体となってネットワークをつくり、子どもの健やかな成長を支援してきた。

本校のこのような経緯を踏まえ、いじめを決して許さない学校づくりを推進するため、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

① 生活指導の考え方

生活指導は、一人ひとりの児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会の一員としての意識を持ち、強い意志で行動できるたくましい児童の育成をめざして行われる教育活動である。

本校においては、生活指導により、すべての児童の個々の人格のよりよい発達を促すとともに、学校生活がすべての児童にとって有意義で興味深く、充実したものとなることをめざしていく。

子ども達の活気と笑顔があふれる学校をめざし、人間的なふれあいに基づく生徒指導を推進する。そのために、教職員が一人で問題を抱え込むことなく、学年会をはじめ日常的な会話の中で子どもの話を出し合いながら、職員集団が一つのチームとして取り組んでいく。子どもへの愛情を基盤とした厳しさのある指導を通して、子どもとのあたたかい人間関係、信頼関係を築く。

いじめに対しては、「家庭・地域とともに子どもを育てる」という姿勢で指導する。

本来、生活指導は児童と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、有効に機能する校内組織を背景として、児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童等を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、日々研鑽を怠らないことが重要である。

特に、生活指導上の諸問題等の未然防止が最重要であると捉え、教職員の資質向上、児童のきめ細かな実態把握に計画的に取り組む。

② 生活指導の教育課程上の位置づけ

生活指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間や放課後に行われる個別的な指導、補充的な学習指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

本校においては、特に児童に自己存在感を与えることや共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える視点から、「一人ひとりを大切にした授業」を重視している。また、特別活動の充実による望ましい学習集団づくりや、道徳の充実による規範意識の醸成を図る。

(2) 生活指導の体制

生活指導が組織的に機能することが重要であることから、生活指導部会・いじめ対策委員会を原則として月1回定期的に開催する。また、必要に応じて臨時に開催する。

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当者、各学年生活指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラーとし、その他必要に応じて校長が指名する。生活指導部会・いじめ対策委員会の協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会等において周知し、全教職員で共通理解を図るほか組織的な取り組みに展開する。

普段より学年、学級の枠をこえ、お互いの学級の様子を見合う場を多くもち問題行動の未然防止に努めている。

(3) 学校、家庭、地域の連携

日頃から、学校便り「本田っ子」やホームページ、参観授業等で情報を公開し、開かれた学校づくりを推進していく。

いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を丁寧に行い、学校側の取り組みについて情報を伝える。そして、家庭での様子や友達関係について情報を集め、家庭の理解と協力を得ながら問題に対処していく。決して学校内だけで問題解決するようなことはしない。

各家庭には、児童が発する変化のサインに気づいた時は早急に学校に相談することの大切さを伝えておく。

(4) 児童会等による主体的な活動

児童会活動を通して、児童一人ひとりが認められ、互いに思いやれる関係づくりに学校全体で取り組んでいる。本校では、あいさつ運動、本田アミーゴなどのたてわり班活動を行い、人とのつながりを大切にしている。また、たてわり班活動で実施する異学年交流では、一人ひとりのコミュニケーション能力を高め、自尊感情を育む活動を展開している。

集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合い生きることの大切さを学ばせていく。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方を学ばせている。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい傾向がある。このことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。早期発見、早期対応の視点で使用する。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、心身に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される小学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

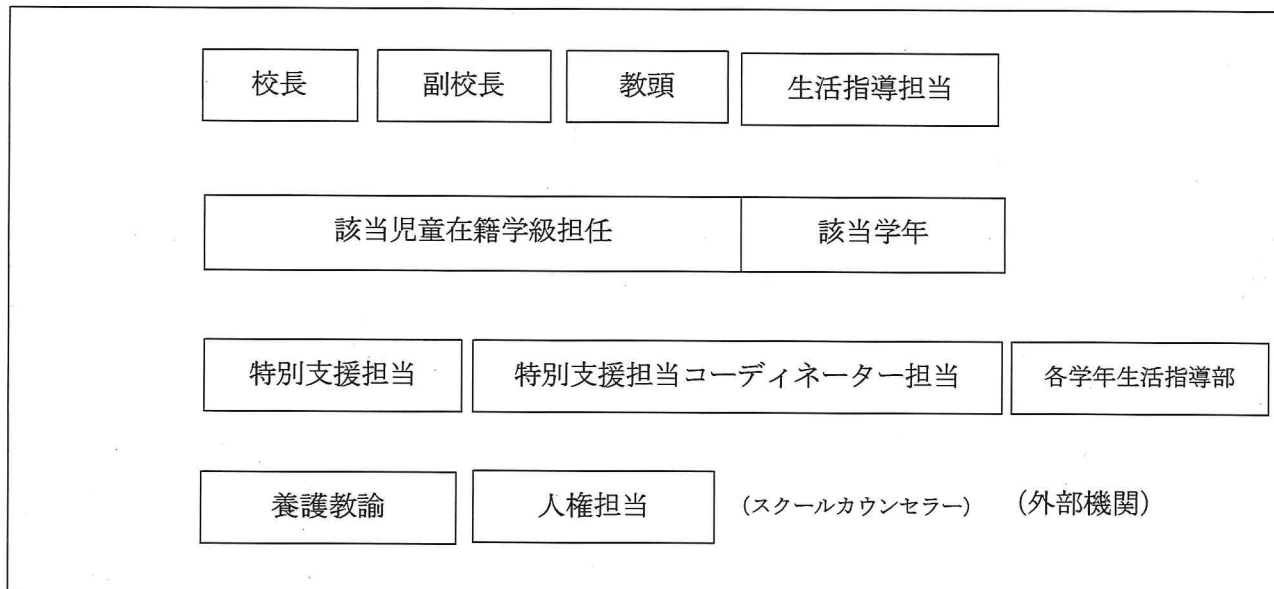
校内組織体制および関係機関

生活指導部

いじめ対策における目標

- ・児童が自尊心を持って、楽しく生活できる学校環境を整える。
- ・いじめの未然防止に努め、児童同士の関係や日々の言動から察知する。
- ・いじめの早期発見（アンケート）、早期対応（組織的対応）に努め、問題解決に取り組む。

いじめ対策委員会



対策

① 未然防止（リスクマネジメント）

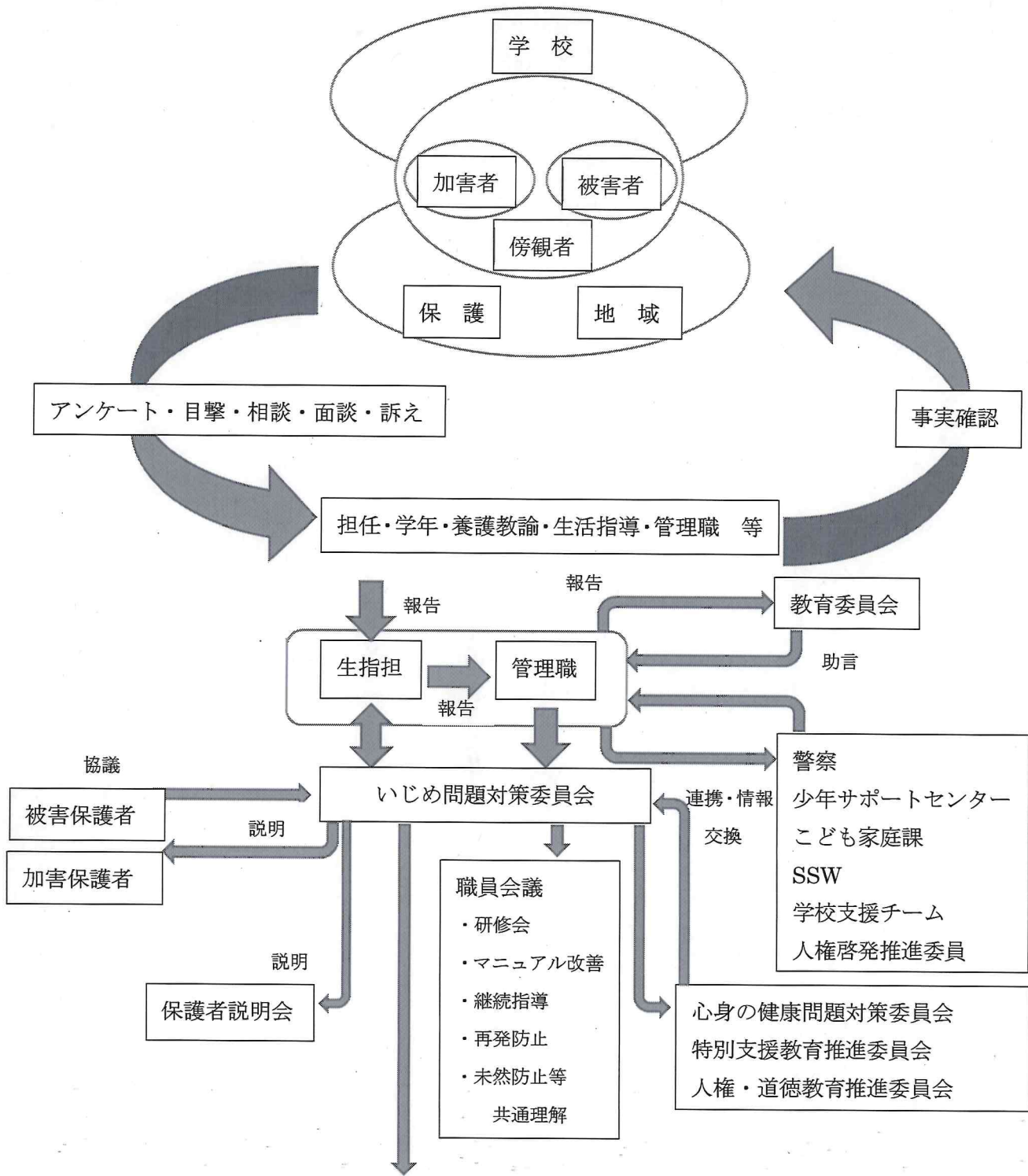
- ・学級の様子を学年や専科の教員で交流し、複数の目で芽を摘んだり、見守ったりする体制を作る。
- ・保護者からの相談などに即時対応し、事案になる前に学級経営に反映させる。
- ・必要に応じて各種チェックリストを活用する。

② 早期発見・早期対応（クライシスマネジメント）

- ・いじめアンケート（大阪市の形式）を学期に1回実施。聴取、対応にあたる。
- ・校内のいじめ対策委員会に事案を報告し、対応チームの選定、対策の検討、保護者・外部機関との連携等を組織で検討、対応していく。
- ・いじめのスケールの大小を問わずにいじめ対策委員会に報告し、学年や担任個人での抱え込みを防ぐ。
- ・保護者対応は管理職とも相談しながら、組織で対応の方向性を確認してから行う。
- ・必要に応じて各種チェックリストを活用する。

③ 経過観察・再発防止

- ・対応後、3ヶ月を目安に該当児童の周辺の様子や本人の回復を観察、居場所作りに努める。
- ・事案に関係した児童のメンタルケアにスクールカウンセラー等との連携をはかる。



各種対応				
被害者対応	加害者対応	傍観者対応	保護者対応	マスコミ対応
学級担任 学年 生活指導担当 養護教諭・SC	学級担任 学年 生活指導担当 養護教諭・SC	学級担任 学年 生活指導担当 養護教諭・SC	学級担任 学年 生活指導担当 SSW	管理職

いじめ早期発見チェックリスト

記入日 月 日

集団（クラス全体）の様子から

- | | |
|---|---|
| ☐ 特定の児童の机の配置のズレ | ☐ 掲示物の破れ、落書き |
| ☐ 机同士の意図的な隙間あけ | ☐ 教職員なしでした場合の清掃での乱れ |
| ☐ グループ分けをした際の特定の児童のあぶれ | ☐ 特定の児童に対する集団の気遣い |
| ☐ 周囲への気遣いや顔をうかがう児童の有無 | ☐ 他を寄せつけないグループの形成 |
| ☐ ささいなことへの冷やかし | ☐ 授業中に教師の目を盗んでの行動
(消しゴム投げ、手紙まわし、アイコンタクト等) |

いじめているのではと感じる児童

- | | |
|--|--|
| ☐ ストレスを抱える要因が多い | ☐ あからさまに教師に媚びる |
| ☐ グループで行動し、他の児童に指示を出す | ☐ 教職員によって態度を変える |
| ☐ 活発な活動の反面、周囲へのきつい言動 | ☐ 他の児童に対しての威嚇的な表情 |
| ☐ 教職員の指導への反発 | ☐ 特定の児童にのみ強い仲間意識 |
| ☐ 自分が悪者扱いされていると自覚 | |

いじめられているのではと感じる児童

- | | |
|--|--|
| ◆ 日常行動・表情 | |
| ☐ わざとらしいはしゃぎやおどけ | ☐ にやにや、へらへら |
| ☐ おどおど | ☐ 周囲の行動を気にする |
| ☐ 目立たないように努める | ☐ 下を向いて視線を合わせない |
| ☐ 表情が暗い、元気がない | ☐ 早退や一人での下校 |
| ☐ 遅刻、欠席 | ☐ 腹痛や体調不良で保健室に行く |
| ☐ 周囲からの悪口への対応が無言や愛想笑い | |
| ◆ 授業中・休み時間 | |
| ☐ 発言時の周囲からのからかい | ☐ グループ形成時の孤立 |
| ☐ 学習意欲の減退、忘れ物増加 | ☐ 教職員の評価による周囲の陰口 |
| ☐ 一人で過ごす | ☐ 教室への入室がいつも遅い |
| ☐ 教職員の近くにいたがる | |
| ◆ 昼食・清掃時 | |
| ☐ 好きな物を他者にあげる | ☐ 食欲減退、食事を摂らない |
| ☐ 給食へのいたずら | ☐ いつも雑巾がけやちりとりを担当 |
| ◆ その他 | |
| ☐ 校内への個人を中傷する落書き | ☐ 所持品への隠し、破壊、落書き |
| ☐ 怪我の状況と本人の言動の不一致 | ☐ 必要以上の所持金、周囲への散財 |
| ☐ 理由のない成績の下落 | ☐ 服の汚れ方（足跡等） |
| ☐ 手や足の擦り傷、服の中の打撲等 | |

教職員いじめ対応チェックリスト

記入日 月 日

未然防止強化チェック

◆自身の行動編

- | | |
|---|---|
| ☐ 子どもに向けた笑顔、積極的あいさつ | ☐ 児童の顔を確認した上での出欠確認 |
| ☐ 連絡帳等の確認 | ☐ 話し合い活動などの意図的な場作り |
| ☐ 休み時間などを利用した児童との関わり | ☐ 清掃の仕上がりチェック |
| ☐ 休み時間、放課後等の声かけ（相談等） | |

◆情報共有編

- | | |
|--|---|
| ☐ 児童の話題が職員室で日常的にあがる | ☐ 気になる児童の情報共有の場がある |
| ☐ 養護教諭、SC等との情報共有をしている | ☐ ニュースや研修後、教職員で話題にしている |

◆児童・保護者対応編

- | | |
|---|---|
| ☐ 児童の提出物、学習用具の忘れ物等への気配り | ☐ 児童の体調への気配り |
| ☐ 児童の服装（汚れ、破れ等）への気配り | ☐ 児童の呼称（あだ名等）への気配り |
| ☐ 児童の不適切発言への即時注意、指導 | ☐ 児童の給食時の残食状況への気配り |
| ☐ 児童の引き出し内、ロッカー等への気配り | ☐ 家庭とのやりとりの工夫（通信、連絡帳等） |
| ☐ 気になる児童の家庭との連携強化（電話、訪問） | |

早期対応準備チェック

◆自身の行動編

- | | |
|---|---|
| ☐ 「いじめ防止基本方針」の内容理解 | ☐ 被害者感情への配慮、積極的ないじめの認知 |
| ☐ アンケートから得た情報の把握 | ☐ 校内研修、OJTの内容の日常指導での活用 |

◆情報共有編

- | | |
|--|--|
| ☐ いじめ対策委員会のメンバー把握 | ☐ アンケートの早期聴取、学年での情報共有 |
| ☐ 管理職、同僚との報告、連絡、相談できる関係構築 | |
| ☐ 子どもの様子を大小問わず、学年、管理職に相談できる環境 | |
| ☐ 小さな事案もいじめ対策委員会への報告する意識 | |

◆児童・保護者対応編

- | |
|--|
| ☐ 児童への「いじめは絶対に許せない行為」とした徹底指導 |
| ☐ いじめ行為を見聞きした際の見て見ぬふりをしない早期報告 |
| ☐ 児童・保護者への授業、保護者会、学校便りなどを利用した啓発活動 |
| ☐ 児童・保護者への学校以外でのいじめ相談窓口等の外部機関の紹介 |
| ☐ 児童・保護者へのいじめアンケートの結果のフィードバック |

チェックリストはいじめの早期発見・早期対応の視点としてご使用ください。結果を見て気になることがあれば、些細なことでも学年・専科の教員・生活指導・管理職等に相談しましょう。

	会議等	未然防止対策	早期発見・対応対策
4	生活指導部会・いじめ対策委員会	前年度事案引継ぎ	
	・指導方針確認		
		学級懇談会	学級懇談会
	職員会議（基本方針共通理解）		家庭訪問
5	生活指導部会・いじめ対策委員会	いじめ（いのち）について考える日	家庭訪問
	・現状報告、1学期計画	運動会練習	
		運動会	
	児童理解研修会	児童理解研修会	児童理解研修会
6	生活指導部会・いじめ対策委員会	児童アンケート	児童アンケート
	・現状報告		いじめアンケート実施
			一斉聴取、対応
7	生活指導部会・いじめ対策委員会		
	・現状報告		
		5年生 林間学習	
8	生活指導部会・いじめ対策委員会		
	・1学期反省、2学期計画		
		（夏期研修会）	
9	生活指導部会・いじめ対策委員会	いじめ（いのち）について考える	個人懇談会
	・現状報告	6年生 修学旅行	
		児童アンケート	児童アンケート
10	生活指導部会・いじめ対策委員会		
	・現状報告		
11	生活指導部会・いじめ対策委員会	人権週間	いじめアンケート実施
	・現状報告		一斉聴取、対応
12	生活指導部会・いじめ対策委員会		
	・2学期反省、3学期計画		
1	生活指導部会・いじめ対策委員会	児童アンケート	児童アンケート
	・現状報告	いじめ（いのち）について考える日	
2	生活指導部会・いじめ対策委員会		学級懇談会
	・現状報告		
			いじめアンケート実施
			一斉聴取、対応
3	生活指導部会・いじめ対策委員会	個人情報引き継ぎ準備	
	・3学期反省、次年度引継ぎ		
	児童理解研修会	児童理解研修会	児童理解研修会

事案発生の際は、緊急いじめ対策委員会を適時開催する。

年間を通した 人間関係作り・学級、学年作り

年間を通した 個人面談や状況把握

組織的対応

- ・いじめは未然防止が最良であり、そのための環境整備や情報交換に日々努める。
- ・万が一、いじめが発生してそれを発見した場合はいじめ対策委員会を中心として組織的対応にあたる。
- ・教職員個人での対応や、隠蔽はあってはならず、学年や学校を挙げて問題解決に取り組む。
- ・迅速な対応を心がけ、情報を獲得した日の方針決定、対応を目指す。
- ・事案が重大な件や加害者・被害者の意識のズレ、ネット関連、保護者対応については状況を十分に検討し、関係機関とも連携のうえ、慎重に対応する。



※ネットいじめの場合

発見・相談

掲示板管理者への削除依頼

- ・利用規約を確認
- ・学校のパソコン等から行う。

(削除されない場合)

府警本部サイバー犯罪対策課

法務局人権擁護課等への連絡

児童への対応

- ①掲示板等のネットでの誹謗中傷といった書き込みはいじめであり、許されない事だと伝える。
- ②匿名で書き込んだ個人は特定できることを伝える。
- ③重大犯罪につながり、悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されることもあることを伝える。
- ④インターネットを利用する際にはマナーがあって、守ることがリスク回避につながる事を伝える。
- ⑤スマートフォン利用については、SNSの書き込みはネット外ウ等で一生涯残る事や、GPSの位置情報によるストーカ被害、犯罪に巻き込まれる可能性、セキュリティの重要性などを指導する。

いじめにより、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある事案が発生した場合

- ・直ちに教育委員会に報告し、教育委員会支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、組織的に対応し、事案解決にあたる。
- ・事案の経緯、特性、被害児童や保護者の訴え等を踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害児童や保護者への対応、警察等の関係機関との連携、保護者会の開催の有無等、起こった事案に対しての対応をとる。
- ・緊急時のマスコミ対応については管理職を窓口「迅速性、同時性、均一性」を大切にして誠実な対応に努める。
- ・SC、SSW、人権擁護委員、所轄の警察などの外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。